

平成28年12月21日

尾北支部 会員各位

愛知県行政書士会尾北支部  
支部長 伊代田誠二  
副支部長 佐藤 友泰

### 都市計画法に関するお知らせ（追加）

師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は支部活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、先日前お知らせしました都市計画法の審査会基準に関しまして、江南市担当者とのヒアリングで以下の点を指摘されましたので、ご報告します。

前回のお知らせで、3親等分家について下記のように記載しました。

3親等分家 (大規模は不可)	これまで認められていた伯父・伯母を本家とした <b>大規模の3親等分家は認めない</b> 。直系のみ、孫・ひ孫の分家は認める。
-------------------	---

この中で、「直系のみ、孫・ひ孫の分家は認める。」と記載しましたが、孫分家・ひ孫分家につきまして、下記の点にご留意ください。

#### 1. 孫分家が認められる孫の要件

1号の運用基準（8）の中に、孫について

「世帯構成員と市街化調整区域決定前に同居していた者の子」という規定があります。

↓

祖父母を本家として孫分家をする場合、孫の親（祖父母の子）は、線引前に生まれていなければなりません。したがって、**線引後生まれの親から生まれた孫は、孫分家の要件を満たしません。**

\*親が居住要件を満たしていない場合、祖父母からの分家を模索するのが通例ですが、上記の点についてご注意下さい。（これまで殆ど気にしていませんでした）

#### 2. ひ孫の分家について（訂正）

「直系のみ」という印象があり、「ひ孫」まで記載してしまいましたが、運用基準では「ひ孫」の記載はございませんので、**ひ孫の分家は削除**して下さい。（現実的にも、まだ事例はないと思いますが）

<お願い>

個別案件につきましては、事前に担当課にご確認（ご相談）下さい。その際、これまでと大きく取扱いが変わったようなことがございましたら、お知らせ下さい。